

6 法務関係

ア 国民が利用しやすい司法制度の実現

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
法曹人口の大幅増員等 (法務省)	a 平成14年の司法試験合格者数を1,200人程度とするなど、現行司法試験合格者数の増加に直ちに着手することとし、平成16年には、合格者数1,500人程度を達成する。	結論に従った所要の措置済(平成16年の合格者数を1,500人程度に増加)				
	b 司法試験合格者数を、年間3,000人とするため、平成16年にはその達成を目指すべきとしている1,500人程度への増員以降、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年頃にその達成を目指すべきとされている3,000人程度への増員に向けて計画的かつ早期の実施を図る。 また、実際に社会の様々な分野で活躍する法曹の数は社会の要請に基づいて市場原理によって決定されるものであり、平成22年頃までに3,000人程度に増員されても、これが上限を意味するものではないので、この点を踏まえて、その後のあるべき法曹人口について更なる研究・検討を行う。	調査・研究・検討			(法務省) 平成18年から5年間、新旧の司法試験が併行実施される所、司法試験委員会は、平成17年2月28日、併行実施期間中の新司法試験合格者数については、平成18年は900人ないし1,100人程度、同19年は同18年の合格者の概数の2倍程度を、旧司法試験合格者数については、同18年は500人ないし600人程度、同19年は300人程度をそれぞれ一応の目安とする旨の考え方を示した。 これを受けて、平成18年度の新司法試験合格者は1,009人、旧司法試験合格者は549人とされた。 さらに、平成18年9月から、法科大学院協会、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会及び法務省の5者で、法科大学院における教育と司法試験との有機的連携及び法曹人口のあり方を検討するための資料収集を開始している。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
	<p>c 司法試験合格者数の拡大について、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備状況等を見定めながら、現在の目標（平成22年ころまでに3,000人程度）を可能な限り前倒しすることを検討するとともに、その後のあるべき法曹人口について、社会的要請等を十分に勘案して更なる増大について検討を行う。</p> <p>その際、国民に対する適切な法曹サービスを確保する観点から、司法試験の在り方を検討するために必要と考えられる司法試験関連資料の適切な収集、管理に努めることとし、司法試験合格者の増加と法曹サービスの質との関係の把握に努める。</p>			逐次検討・実施	<p>（法務省）</p> <p>- 司法試験に関する各種資料の収集、管理を行いつつ、平成18年9月から、法科大学院協会、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会及び法務省の5者で、法科大学院における教育と司法試験との有機的連携及び法曹人口のあり方を検討するための資料収集を開始している。</p>	
法科大学院非修了者への司法試験受験資格の確保（法務省）	<p>a 予備試験の実施に際しては、法科大学院修了者と同様の素養があることを判断するためのものであるという本来の趣旨を確保する必要があり、したがって、新司法試験の合格率において予備試験合格者と法科大学院修了者との間で可能な限り差異が生じないようにすべき等との観点を踏まえつつ、両者の公平性が保たれるように予備試験の方法や合格者数等について見直しを行っていく。</p>	逐次実施（予備試験は平成23年より実施）			<p>（法務省）</p> <p>- 予備試験は平成23年より実施。</p>	
	<p>b 法曹となるべき資質・意欲を持つ者が入学し、厳格な成績評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提とした上で、法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度（例えば約7～8割）の者が新司法試験に合格できるよう努める。</p>			逐次検討・実施	<p>（法務省）</p> <p>- 法科大学院における教育を充実させるため、法科大学院に対し、教材を提供し、検察官を派遣するとともに、司法試験に関する各種情報を公表し、法科大学院に提供するなどしている。</p>	
	<p>c 法曹を目指す者の選択肢を狭めないよう、司法試験の本試験は、法科大学院修了者であるか予備試験合格者であるかを問わず、同一の基準により合否を判定する。また、本試験において公平な競争となるようにするため、予備試験合格者数について毎年不断の見直しを行う。以上により、予備試験を通じて法曹を目指す者が法科大学院修了者と比べて不利益に扱われないようにする。</p>			逐次検討・実施	<p>（法務省）</p> <p>- 予備試験は平成23年より実施。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
専門分野（知的財産権、国際企業法務、医療等）に通じた法律家の養成（文部科学省）	法科大学院の設置基準においては、弁護士等の実務家が専任教員を兼務すること、また、必要修得単位93単位の中に実定法以外の有用な科目を含めることが認められており、専門分野に通じた法律家を養成するための措置が講じられているところであるが、法科大学院における教育は平成16年度から開始するものであるため、その実施状況について必要なフォロー・アップを行う。	措置済				
司法修習の給費制の見直し（法務省）	司法修習に関しては、法科大学院設立による実務教育の実施を踏まえ、給費制については、法科大学院を含めた法曹養成制度全体を視野に入れつつ、その廃止を含め見直し、また、修習期間が1年に短縮されること等に伴い内容についても見直しを行う。 【裁判所法の一部を改正する法律（平成16年法律第163号）平成22年11月1日施行。】	検討・結論を踏まえ措置済				
弁護士法第72条の見直し等（法務省、経済産業省、財務省）	弁理士、税理士、司法書士など、近年法改正がなされた結果、その行うことのできる業務に一定の法律業務が追加された隣接法律専門職種について、規制改革委員会の「規制改革についての第2次見解」（平成11年12月14日）及び司法制度改革審議会の意見等を踏まえ、更なる業務拡大が可能かどうかの観点から、これらの法律の改正後の状況についてフォロー・アップを行う。 さらに、会社から権限を付与された社員が、当該会社の訴訟代理人となるようにすることについても、そのようにすべきであるとの指摘があることを認識しつつ、引き続き検討を行う	引き続き実施			（法務省） 平成16年11月26日の司法制度改革推進本部決定「今後の司法制度改革の推進について」において示された司法書士、土地家屋調査士、弁理士及び社会保険労務士に対する一定範囲のADR代理権の付与については、平成17年の通常国会に各資格の所管府省から関係法案が提出され、成立している。これら隣接法律専門職種の更なる業務拡大については、弁護士及び隣接法律専門職種の活動状況、国民の利便及びその権利保護の必要性等を踏まえ、総合的に検討していく予定である。 会社から権限を付与された社員が、当該会社の訴訟代理人となることについては、無条件でこれを認めることは困難であり、一定の条件の下にこれを認めることが可能かどうか等について引き続き検討を進める予定である。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
					<p>（財務省） 〔税理士〕</p> <p>1 規制改革委員会の見解を踏まえ、税理士が、その業務として、裁判所において補佐人として訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができる制度を創設（税理士法の一部を改正する法律（平成13年法律第38号））。</p> <p>2 平成16年11月26日付の司法制度改革推進本部決定において、税理士の裁判外紛争解決手続の利用促進に関する法律の施行後における手続実施者としての実績等が見極められた将来において改めて検討される課題とされている。</p> <p>なお、同決定においては、税理士の有する専門的知識を租税の関連する民事紛争において手続実施者の相談者として活用するなど、手続実施者や代理人以外としても裁判外紛争解決手続の利用促進に寄与していくことが期待されるとされている。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
国際化時代の法的需要への対応 (法務省)	今後増加すると見込まれる国際的な法的需要に適切に対応する観点から、外国法事務弁護士（外弁）事務所についても日本弁護士と同様の位置付けで法人化を認めるべきであるとの指摘があることを踏まえ、今後の我が国における国際的な法的需要の動向や外弁の登録数、外弁と日本弁護士（法人を含む）との外国法共同事業の実態等も考慮しつつ、外弁事務所の法人化について検討を行い、結論を得る。	逐次検討・結論			<p>(法務省)</p> <p>平成17年4月1日、外弁による弁護士の雇用の解禁、外弁と弁護士又は弁護士法人（以下「弁護士等」という）との共同事業の自由化等を内容とする外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（外弁法）の改正が施行された（司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律（平成15年法律第128号））。</p> <p>これに伴う国際的な法律サービスに関する需要の動向、外弁と弁護士等の提携の実態等も踏まえて、外弁事務所の法人化について検討を行ったところ、外弁事務所に対するヒアリング調査によれば、同事務所を法人化したいとの意向を示した外弁事務所はわずかであり、そのニーズは必ずしも高くなかったこと等から、本年度までに法人化容認に向けた具体的措置を講ずるべきとの結論には至っていないが、諸外国からは引き続き、外弁事務所の法人化を容認するよう要望がなされていることを踏まえ、今後における需要の動向等を見極めつつ、平成19年度以降も検討を継続することとした。</p>	
管轄裁判所合意の電子化 (法務省) <ITウ に再掲>	第一審の管轄裁判所に関する合意を電磁的方法によりした場合における当該合意の効力の制限を見直す。 【民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律（平成16年法律第152号）】	法案提出、公布	措置済（4月施行）			

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
法的制度基盤の整備 （法務省及び関係府省）	和解事項の確実な履行確保のための執行力の付与、紛争解決中の時効期間満了を避けるための時効中断（停止）効の付与、苦情紛争処理システムと裁判手続との連携強化等について、ADR（Alternative Dispute Resolution：裁判外紛争処理）に関する基本法としての立法化も含めて必要な方策を検討し、所要の措置を講ずる。 【裁判外紛争処理手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）】	法案提出、公布	施行（平成19年5月31日まで）		（法務省） 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）は、平成19年4月1日から施行。（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の施行期日を定める政令・平成18年政令第185号）	
情報公開の推進等 （関係府省）	苦情及び紛争の再発及び未然防止の役割を期待される苦情・紛争処理機関については、消費者・利用者保護の観点も踏まえ、個人情報保護及び事業者に不当な不利益を及ぼす可能性を勘案しつつ、苦情・紛争の再発及び未然防止に資する処理事案の内容等を早期に公開することを検討する。特に、国民の生命安全に直接かかわる事案については、適時に事案（トラブルの原因究明結果等を含めた処理事案の内容）を公表することを検討する。また、特に罰則が課せられるような重大な違反事例については、個人情報等の合理的な理由がない限り、事業者名の公表措置の活用を検討する。	引き続き検討			-	
民事ル・ルとしての公益通報者保護制度の整備 （内閣府）	公益のために通報したことを理由として労働者が解雇等の不利益な取扱いを受けることのないよう保護するための民事ル・ルとしての公益通報者保護制度を整備する。 【公益通報者保護法（平成16年法律第122号）】	法案成立、公布	措置済（平成18年4月1日施行）			
苦情処理委員会の活性化 （内閣府）	苦情処理委員会と地方消費者センターとの一層の連携を強化するとともに、苦情処理委員会が取り扱う対象事案の拡大を図るため、各地方公共団体に対して情報提供を始め、所要の措置を講ずる。	措置済				

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
総合案内窓口の整備 （法務省及び関係府省） <ITに再掲>	利用者が苦情・紛争処理機関に関する必要な情報に的確にアクセスできるようにするための方策を検討し、各苦情・紛争処理機関に関する情報（組織、業務内容、過去の実績等）と苦情・紛争処理に関する諸手続等の情報を総合的に取りまとめ、デ-タベ-ス化した苦情・紛争処理に関する総合案内窓口（ポ-タルサイト等）について、これを各都道府県単位の整備するなどにより全国的な利用を可能とするよう、所要の支援策等を講ずる。	引き続き措置			（法務省） 総合法律支援法（平成16年法律第74号）に基づく日本司法支援センタ-の業務に関し、関係機関の連携の確保・強化を図るため、平成17年12月に総合法律支援関係省庁等連絡会議を設置し、中央省庁を中心として連携・協力関係の構築、相談窓口情報の収集等を行ってきた。 これらの作業を踏まえ、平成18年10月から業務を開始した日本司法支援センタ-では、国、地方公共団体、弁護士会、司法書士会、その他の関係機関・団体と緊密な連携・協力関係を構築し、様々な法的トラブルの解決に役立つ情報や最も適切な専門機関・団体を紹介する情報提供業務を行っている。 同センタ-では、各相談機関・団体や法制度に関する情報をデ-タベ-ス化し、ホ-ムペ-ジ上において、相談窓口情報の検索システム及び法的トラブルの解決に役立つ法制度に関するFAQ（よくある質問と回答）検索システムを公開し、全国的な利用を可能としている。	
適正処理のための規範の制定 （法務省及び関係府省）	a の法的制度基盤の整備に関する検討も踏まえて、苦情・紛争処理機関がそれぞれの実態に応じて、組織運営規範、紛争処理手続規範、担当者の行為規範を適切に制定し得るためのガイドラインの策定・周知等を含む諸方策を検討し、所要の措置を図る。 【裁判外紛争処理手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）】	措置済				

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
(関係府省)	b 公正、効果的、かつ効率的な苦情、及び紛争処理を行うための指針に関する国際標準化機構（ISO）による規格制定後、各苦情・紛争処理機関に対して、速やかにその周知を図る。	逐次実施			-	
行政機関に対する司法による監視の改善 (法務省)	行政訴訟制度について、国民の権利利益のより実効的な救済手続の整備を図り、原告適格の適切な判断を担保するために必要な考慮事項を規定する等の行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の見直しを行う。 【行政事件訴訟法の一部を改正する法律（平成16年法律第84号）】	法案成立、公布	措置済（4月施行）			
日本司法支援センター - 電話相談業務の民間開放 (法務省)	平成18年に設置予定の日本司法支援センターに係る電話相談業務について、民間委託方式を積極的に活用するなどの効率的業務遂行を図るよう所要の措置を講ずる。			措置	(法務省) 平成18年10月から業務を開始している日本司法支援センターでは、民間委託方式によるコールセンターを設置し、電話による情報提供を集中的・効率的に行っている。	

イ 我が国経済の活性化と競争力向上のための幅広い法整備

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
会社法制の現代化等 （法務省）	会社に関する規定（商法第2編、有限会社法等）について、片仮名文語体で表記されている規定の平仮名口語体化（いわゆる現代語化）を図るとともに、これらを分かりやすく再編成する。	第162回国会 関係 法案提出	法案成立、 公布	措置済（5 月施行）	（17年度措置済）	
民法の現代語化 （法務省）	片仮名文語体で表記されている民法について、平仮名口語体に改める（いわゆる現代語化）。 【民法の一部を改正する法律（平成16年法律第147号）】	第161回国会 関係 法案提出・成立	措置済（4 月施行）			
株式会社に関する最低資本金規制の抜本的見直し （法務省）	起業を促進し我が国経済の活性化に資する観点から、商法における最低資本金制度について、その内容を機能に応じて分解し、起業段階での最低資本金制度は撤廃する方向で見直す。	第162回国会 関係 法案提出	法案成立、 公布	措置済（5 月施行）		（17年度措置済）

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
会社設立に関する諸手続についての電子化 （法務省、総務省、財務省、厚生労働省） <ITに再掲>	起業者が会社設立に要している時間や事務負担を大幅に削減する観点から、会社設立に関する諸手続（会社設立登記後の各種申請等の公的手続を含む）の電子化を引き続き一層推進する。	継続的に実施			（法務省） 会社設立登記等の商業登記申請のオンライン化については、平成16年6月21日から一部登記所において実施しており、平成18年度末には272の登記所において実施される。今後も順次その範囲を拡大する予定である。 （総務省） 法人の設立等に際し、地方団体の課税当局が申告を求める法人等設立申告については、地方税の電子申告手続の中に取り込まれるよう、所要の準備を行ってきたところ。 会社設立登記後の申請手続については、各地方公共団体に対して地方税の申告手続の電子化への支援を行っている。なお、各都道府県と政令指定都市から構成される地方税電子化協議会による地方税の電子申告については、平成17年1月から開始され、既に全都道府県・政令指定都市及び一部の一般市町村において運用が開始されているところ。 また、総務省としても、平成19年3月27日付地方団体あての通知等により、地方税の電子化をさらに推進しているところ。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
					<p>（財務省） 会社設立登記後の国税関係の申請・届出手続については、平成16年度から、また、これらの申請・届出手続を電子的に行う場合の利用開始手續については、平成18年1月4日からオンラインによる手續を可能とし、一連の手續の電子化を完了した。</p> <p>（厚生労働省） 会社設立に関する諸手續を含む健康保険・厚生年金保険、労働保険の各種申請・届出等手續については、「厚生労働省の行政手續等電子化推進アクション・プラン」に基づき、平成15年度中に電子化しているところである。</p>	
登記のオンラインによる一括申請及び登記事項の電子化 （法務省） <ITエ に再掲>	企業の負担を軽減する観点から、本店及び支店の登記を一括してオンラインにより申請することができるようにする。 【商業登記規則等の一部を改正する省令（平成16年法務省令第22号）】 また、利用者の利便性向上の観点から、登記情報の電子化を早期に完了する。	一部措置済	逐次実施		<p>（法務省） 本店及び支店の登記申請の一括化については、商業登記申請のオンライン化と併せて平成16年6月21日から一部登記所において実施されており、平成18年度末には272の商業登記所において実施される。</p>	
		逐次実施			<p>（法務省） 商業・法人登記（全会社・法人数約360万社）の登記情報の電子化については、完了している。</p>	
債権譲渡登記制度の拡充 （法務省） <ITエ に再掲>	a 債権譲渡登記のオンライン申請について、債権個数5,000個を上限とする制限を廃止し、情報量による制限（1,500キロバイトを上限とする）のみとする。 【債権譲渡登記規則の一部を改正する省令（平成16年法務省令第38号）】	措置済（5月施行）				

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
	b 債権譲渡登記に関し、出頭又は郵送による登記申請データに係る暗号化及び情報量の上限の引き上げ、オンラインによる登記申請データの情報量の上限の引き上げ等、制度の拡充について、利用状況等を調査した上で検討を行い、結論を得る。			検討・結論	(法務省) 平成18年1月から2月にかけて関係団体によるヒアリングを行い、制度の拡充について検討を行った。結果、オンラインによる登記申請データの情報量の上限の引き上げ(平成19年5月1日施行予定)等の措置を行った。	
資本金払込証明制度の見直し (法務省)	会社設立の際の払込取扱機関への金銭の払込みがあることの証明については、本制度が金銭の払込みが実在することの確認であるとの趣旨にかんがみ、その証明の手段を現行の払込保管証明に限定せず、残高証明その他実際の払込みがあることを証明できる適切な手段によることを可能とするよう、商法において措置を講ずる。	第162回国会 関係 法案提出	法案成立、 公布	措置(5月 施行)	(17年度措置済)	
定款の目的の記載 内容の柔軟化 (法務省)	起業及び新規ビジネス参入促進等の観点から、会社の目的の記載の登記実務の運用を緩和し、柔軟な記載を認めるよう検討し、結論を得る。	第162回国会 関係 法案提出	法案成立、 公布	措置(5月 施行)	(17年度措置済)	
合併等対価の柔軟化 (法務省)	a 対日直接投資を活発化させる観点から、外国会社を含む親会社株式や現金その他の財産を対価として合併等を行うことを可能とする合併等対価の柔軟化について恒久的な措置を講ずる。	第162回国会 関係 法案提出	法案成立、 公布	一部措置 (平成18年 5月及び平 成19年5月 施行予定)	(17年度措置済)	
(財務省)	b 税制上の措置について、課税の適正・公平及び租税回避防止の観点も十分に踏まえ、検討する。	検討(平成16年度以降) 関連規定施行 までに結論			(財務省) 平成19年度税制改正において、「合併等対価の柔軟化」に対応する税制上の措置を講じた。なお、当該税制措置については、平成19年5月1日以後に行われる合併等について適用することとしている。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
単元未満株式の共 益権の見直し (法務省)	単元未満株主の有すべき権利については、原則として現行法の単元未満株主の有する権利と同一のものとしつつ、閲覧請求権等一定の権利について定款で制限することができるよう平成17年度中に措置（法案提出）する。	第162回国 会に關係 法案提出	法案成立、 公布	措置（5月 施行予定）	(17年度措置済)	
社債・融資法制の 連続化 (法務省、金融庁)	社債に関する法制と借入れに関する法制を連続化することが、将来における我が国の金融の活性化を図る観点から必要であることから、以下のような制度の改善について検討する。 a シンジケ-トロ-ン等において、1人の債権者が他の債権者の債権も含めた被担保債権の担保権者となり、その担保権の管理を行うことができるようにすべきであるとの指摘があることから、信託の在り方を見直す中で、制度の整備の必要性を検討する。	逐次検 討・結論	結論(法案 提出)		(法務省) 信託法案及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を第164回国会に提出。両法案は、第165回国会で成立（平成18年12月15日公布）。 要望内容については、新信託法において、担保権を受託者に設定し、これを信託財産に帰属させることが可能であること、担保権が信託財産である信託において、担保権者となった受託者が、債権者（受益者）のために、信託事務として担保権の管理ができることを明確化することにより措置。 (金融庁) 「信託法（平成18年法律第108号）」及び「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）」が第165回国会で成立（平成18年12月8日）。 要望内容については、新信託法において、担保権を受託者に設定し、これを信託財産に帰属させることが可能であること、担保権が信託財産である信託において、担保権者となった受託者が、債権者（受益者）のために、信託事務として担保権の管理ができることを明確化することにより措置。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
	b 社債について、担保の種類制限（担保附社債信託法（明治38年法律第52号）第4条）は撤廃する。	逐次検討、結論 結論のうちの一部について第162回国会に関係法案提出	法案成立、公布	措置	（法務省） 平成18年12月15日に公布された信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律において、担保附社債信託法における担保の範囲について整理を行い、その範囲の制限を撤廃することを措置済み。	
	c 社債の発行形態の自由度を高める（いわゆる売出發行形態の許容を含む）。 d 有限会社についても、社債の発行を認める。	第162回国会に関係法案提出	法案成立、公布	措置		
新しい投資スキームの創設（経済産業省）	より一般的な投資ファンド法制を整備するため、中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）を改正し、投資事業範囲の制限を撤廃することについて、早期に検討し、結論を得る。 【検討の結果、金銭債権の取得等投資事業範囲を拡大】	検討・結論			（17年度措置済）	
私法上の事業組織形態の検討（法務省、金融庁） （法務省、経済産業省、財務省）	a 出資者の有限責任が確保されつつ内部関係における柔軟なガバナンスが認められるというような特徴を有する新たな事業組織形態として、投資者保護ルールの整備と併せ、私法上の日本版LLC制度の創設を図ることについて検討し、結論を得る。	第162回国会に関係法案提出	法案成立、公布	措置済（5月施行）	（17年度措置済）	
	b 合理的かつ健全な私法上の事業組織形態の在り方について、私法上の問題点の整理と検討を行うとともに、併せて税法上の取扱いも検討する。	第162回国会に関係法案提出	会社法について法案成立、公布 有限責任	会社法について措置済（5月施行）	（17年度措置済）	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
			事業組合契約に関する法律について措置済（8月施行） 有限責任事業組合の税法上の取扱について措置済、合同会社の税法上の取扱について結論			
動産・債権担保法制の整備による資金調達の円滑化（法務省）	a 動産担保及び債権担保の実効性をより一層高めるという観点から動産譲渡及び債権譲渡の公示制度を整備する。 【債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第148号）】	第161回国会に係る法案提出・成立	措置済（10月施行）			
	b 企業担保権制度等について、改善の余地が無いかどうか検討する。	検討開始	引き続き検討		（法務省） 平成18年2月に立ち上げられた企業担保・財団抵当法制研究会に参加し、実務家からの意見聴取、外国法の調査等を行うなど、企業担保法制及び財団抵当法制について検討を行ってきた。同年12月には、同研究会において、検討すべき論点について中間整理メモを取りまとめたところであり、今後は、同メモを踏まえ、これらの制度の改善の余地について引き続き検討する。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
保証制度の見直し （法務省）	保証人が過大な責任を負いがちな保証契約について、その内容を適正化するという観点から、根保証契約を締結する場合に限度額や期間を定めるものとする等、保証関係規定の見直しを行う。 【民法の一部を改正する法律（平成16年法律第147号）】	第161回国会 関係法案提出・成立	措置済（4月施行）			
倒産法制の整備 （法務省）	賃料債権の処分等についての効力の制約を定めた破産法（大正11年法律第71号）第63条の規定を削除し、また、適正価格による不動産等の資産の処分に関する否認の要件を明確化する。 【破産法（平成16年法律第75号）】	措置済（平成17年1月施行）				
小会社における会計監査人の任意設置及び会計参与制度の導入 （法務省）	現在、会社法制の現代化に係る法制審議会において、小会社において会計監査人の任意設置を可能とする、公認会計士又は税理士であることを資格要件とし、経営者と共同して計算書類を作成すること等を職務とする「会計参与（仮称）」制度を導入するという方向で検討がされており、その結果を踏まえて、関係法案をできる限り早期に国会に提出する。	第162回国会 関係法案提出	法案成立、公布	措置（5月施行予定）	（17年度措置済）	
社債発行に関する取締役会決議義務付の見直し （法務省）	社債の発行手続については、取締役会の決議をもって、代表取締役に対し、一定の範囲内における具体的な額等の決定及び一定の期間内における個々の発行時期の決定を委任することができるよう平成17年中に措置（法案提出）する。	第162回国会 関係法案提出	法案成立、公布	措置（5月施行予定）	（17年度措置済）	
未公開会社（株式譲渡制限会社）が特定の株主から自己株式を取得する際に他の株主が買取を請求できる期間の延長 （法務省）	会社法に基づく法務省令である会社法施行規則29条において、他の株主が自らを売主とする旨の議案の追加の請求時期について、原則として株主総会の日の5日前としながらも、定款でこれを下回る期間を定めることができる旨の規定を設けており、各会社において、自らの適切な判断により議案の追加の請求時期を定めることができることとする。			措置	（法務省） - 規制改革・民間開放推進会議の「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」（平成18年12月25日）において、平成19年度に検討を行い、平成20年度に結論を得ることとされている。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
特定事業509「外国企業支店等開設促進事業」における提供施設の所有主体の追加 (法務省)	平成17年9月に全国展開済みである特定事業509「外国企業支店等開設促進事業」について、複数の地方公共団体あるいは地方公共団体及び独立行政法人が共同出資を行って第三セクタ-を設立した際、当該地方公共団体が当該第三セクタ-の運営主体となっていることを前提として、当該複数の地方公共団体による共同出資の総額が2分の1以上の第三セクタ-であり、かつ、当該複数の地方公共団体の意思が統一され、共通の意思をもって常に当該第三セクタ-の意思決定機関を支配している場合や独立行政法人と共同出資を行っている当該一つの地方公共団体が第三セクタ-の意志決定機関を支配している場合においては、当該第三セクタ-の業務運営について地方公共団体の意向が反映されるものとして、特定事業(509)の運用に係る責任の主体を明確にする等の整理を行った上で、当該第三セクタ-が所有する施設を本特例措置の適用対象施設として認めることを平成18年度中に措置する。			措置	<p>(法務省)</p> <p>平成17年9月に全国展開済みである特定事業509「外国企業支店等開設促進事業」について、複数の地方公共団体あるいは地方公共団体及び独立行政法人が共同出資を行って第三セクタ-を設立した際、当該地方公共団体が当該第三セクタ-の運営主体となっていることを前提として、</p> <p>共同出資者である、複数の地方公共団体、又は地方公共団体と独立行政法人が、第三セクタ-の意思決定機関において過半数以上の議決権を有していること</p> <p>共同出資者である、複数の地方公共団体、又は地方公共団体と独立行政法人のすべての長が、書面により、当該第三セクタ-の保有する施設の外国企業への提供を承認していること</p> <p>共同出資者である、複数の地方公共団体、又は地方公共団体と独立行政法人の間において、予め509の運用に係る責任の主体が明確にされていること</p> <p>といった要件を満たす場合には、当該第三セクタ-が所有する施設を本特例措置の適用対象施設として認める措置をとった。</p> <p>【平成19年3月27日付け法務省入国管理局长通達】</p>	
21商業・法人登記情報の電子化 (法務省) <IT工の再掲>	商業・法人登記について、登記情報の適正な管理及び行政サービス向上が可能となる登記情報の電子化を平成17年度末までにおむね完了する。		措置済			

ウ 国境を越えた「ヒト」の円滑な移動のための法整備

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
出入国管理施策の在り方の見直し（法務省）	平成17年を目途に予定している第三次出入国管理基本計画の策定に際しては、我が国が必要とする幅広い高度人材の獲得に向けて、我が国労働市場への影響を考慮しつつ、高度人材の範疇、高度人材の具体的受入策等について検討する。その際、幅広く人材を受け入れることの是非についても社会的コスト等多様な角度から検討する。	措置済				
IT技術者に係る資格の相互認証等（経済産業省、法務省） <ITオ aに再掲>	IT技術者などの専門的・技術的分野の業務に従事する外国人を一層積極的に受け入れ、我が国における高度な技術や知識を有する人材の確保を図るため、以下の事項について実施等行う。 a IT技術者に関する上陸許可基準等、外国人受入れ関連制度の見直しを行い、引き続き所要の措置を講ずる。 【平成16年法務省告示第363号（平成16年8月27日施行）】	逐次実施			-	
（経済産業省） <ITオ bに再掲>	b 我が国経済の発展に貢献する海外の高度な人材を確保する観点から、IT技術者の資格の相互認証については、各国の国家資格のみならず、高水準の民間資格もその対象とする。	逐次実施			-	
（経済産業省） <ITオ cに再掲>	c IT技術に関する我が国における外国人に対する試験制度についても、日本語による試験のみならず、その代替手段として英語等による試験を実施することを検討し、結論を得る。【需要がほとんど認められず、膨大な費用も勘案し、現時点では日本語以外による試験の提供を行わないこととした。】	検討・結論				（17年度措置済）
投資家・経営者等に関する在留資格の明確化、入国手続の迅速化（法務省）	a 投資及び経営を行う外国人の在留資格制度に関する理解を深め、我が国における投資等の機会を確保する観点から、これら外国人の在留資格要件（「投資・経営」、「人文知識・国際業務」等）の具体的事例等を解説し公表するなど、制度の周知徹底を図る。	措置済				

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容				講ぜられた措置の概要等	備考	
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度			平成18年度
	b 在留資格の付与手続を円滑に行えるよう入国手続の迅速化を図る。 【平成16年3月4日法務省入国管理局長通達】	措置済				
海外からの外国人 転勤者に関する在 留資格の 周知徹底等 (法務省)	a 転勤に伴い入国する外国人について、当該外国人が選択し得る在留資格の周知徹底を図るとともに、入国管理窓口等においても適切な助言を行うよう徹底する。	措置済				
	b 上記措置を講じてもなお、企業内転勤において求められる「就業経験1年以上」の要件が高度な技術・知識等を有する外国人の転勤の障害となる場合には、制度の悪用防止にも配慮しつつ、その見直しも検討する。	逐次検討			(法務省) - 具体的事例が把握されれば、制度の悪用防止にも配慮しつつ検討することとしている。	
外国人人材育成に 資する研修・技能 実習制度の見直し (厚生労働省、法務 省)	a 現在62職種となっている技能実習制度における対象職種について、開発途上国の技能移転に関するニーズ、国内の受入体制等を踏まえ、国際貢献に資する観点からも幅広く対象職種を見直す。 【職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成16年厚生労働省令第3号）（平成16年4月1日施行）引き続き逐次実施】	逐次実施			(厚生労働省) - 対象職種について、研修生送り出し国のニーズや国内の受入体制等を踏まえ、17年度から技能実習対象職種として染色職種に織物・ニット浸染の作業を追加した。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容				講ぜられた措置の概要等	備考	
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度			平成18年度
	b 研修・技能実習生の失踪などといった問題も顕在化し、本制度が悪用されているとの指摘がある点も踏まえ、こうした問題の発生を防止する施策も併せて講ずる。	逐次実施			<p>（法務省）</p> <p>- 制度の趣旨の周知・徹底を図るとともに、実態調査の強化など厳格な審査を行い、本人に責めない研修生・技能実習生の保護に配慮しつつ、不正行為を行った機関は3年間の受入れ停止とするなどし、制度の趣旨にのっとった運用の適正化に努めているところであり、平成18年においては、229件の不正行為認定を行った（ホムペジで公表。）</p> <p>また、労働基準監督機関との間で、相互通報制度を構築した。</p> <p>【平成18年5月30日付け法務省入国管理局長通達】</p> <p>（厚生労働省）</p> <p>平成18年9月に、JITCOを通じて、労働関係法令の遵守状況を中心とした自主点検を、すべての技能実習生受入れ企業及び受入れ団体を対象として実施し、その結果を踏まえたJITCOを通じた巡回指導等を、同年12月より実施しているところである。</p>	
学校の夏期休業等を活用して、外国語講師等を行う外国人大学生に対する在留資格の付与（法務省）	外国の大学の学生が夏期休暇等を利用して、地方公共団体が実施する異文化交流を目的としたプログラムに参加し、報酬を受けて、我が国の小中学生に対し国際文化交流に係る講義を行う活動に対し、地方公共団体が当該学生の滞在中の活動について責任を負うことを前提に、「特定活動」の在留資格を決定する。 【平成17年法務省告示第104号（平成17年2月17日施行）】	措置済				

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
入国管理体制の整備等 （法務省）	a 今後我が国が歓迎すべき外国人の受け入れを一層積極的に進めるとともに、国民の治安に対する不安に応えるべく必要なチェック・取締体制の強化を図るためにも、入国管理体制を整備していく。	逐次実施			（法務省） - 不法滞在者の取締りを強化するため、平成16年度に東京入国管理局、平成17年度に名古屋入国管理局、平成18年度に大阪入国管理局に摘発方面隊を整備した。 平成17年度から、プレクリアランス（事前確認）及びセカンダリ審査（二次的審査）の導入を開始しており、平成18年度においても引き続き実施した。 効率的な退去強制手続を推進するため、全国警察と法務省との間で、平成17年9月1日までに、出入国管理及び難民認定法第65条の活用拡大について実施したところ、平成18年度においても引き続き実施した。	
	b 収容施設における監視業務の民間委託も引き続き推進し、業務の効率化等を図っていく。	逐次実施				
海外企業と我が国企業との契約に基づき入国する専門的・技術的分野の外国人に対する安定的地位の付与 （法務省、厚生労働省）	「研究」・「技術」・「人文知識・国際業務」・「技能」の在留資格を得るためには、「（外国人本人と）本邦の公私の機関との契約」が必要となる場合、外形上の契約当事者が「海外企業と本邦の公私の機関」であっても、その内容において外国人本人と本邦の公私の機関との間の契約が成立していることが確認でき、かつ、これらの在留資格に係る他の要件に適合するのであれば、入国・在留が可能である旨、改めて周知する。なお、ここで言う契約からは業として行う労働者供給契約を除き、労働契約を指すものとする。		検討・結論	措置	（法務省） 「研究」・「技術」・「人文知識・国際業務」・「技能」の在留資格については、「（外国人本人と）本邦の公私の機関との契約」が必要となる場合、当該契約を証する資料として、外国の公私の機関と本邦の公私の機関が外形上の契約当事者となっている契約書が提出された場合であっても、その内容において、我が国に入国する者として当該外国人が特定されていること、当該外国人の使用たる本邦の公私の機関が特定されていること、本邦の公私の機関が当該外国人と「労働契約を締結する」旨明示されていること、当該外国人の労働条件として、労働契約の期間に関する事項、就業場所及び従事す	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
					べき業務内容等が明示されていること、本邦の公 私機関が日本の労働基準法を遵守する旨明示さ れていること、本邦の公私機関が当該外国人に 対し賃金を直接支払う旨明示されていることが確 認されたときは、「外国人本人と本邦の公私機関 との間に労働契約が成立している」と認められ、か つ、これらの在留資格に係る他の要件が満たされて いれば、出入国及び難民認定法第7条第1項第2号 に掲げる上陸のための条件に適合するものとして 取り扱う旨周知した。 【平成19年3月29日付け法務省入国管理局長通 達】	
「技術」、「人文知 識・国際業務」の 要件の緩和 （法務省）	社会の実態等を踏まえ検討し、例えば、相互認証や客観的に技 術、技能レベルを評価し得る資格制度等を通じて現状と同等の専 門性、技術性を確保しつつ、学歴・実務経験要件を緩和すること が可能とされた分野については、随時措置する。		随時措置		（法務省） - 関係省庁からの意見も踏まえて引き続き検討し、 要件等の緩和が可能とされた分野については、随時 措置することとしている。	
料理人等熟練技能 者に対する在留要 件の緩和 （法務省）	不法就労、不法滞在等の犯罪の防止策等を図りつつ、特に二 ーズの高い料理人等の熟練技能者については、資格等により現状 と同等の技能レベルを確保しつつ、実務経験要件を緩和すること が可能とされた分野については、随時措置する。		随時措置		（法務省） - 関係省庁からの意見も踏まえて引き続き検討し、 要件等の緩和が可能とされた分野については、随時 措置することとしている。	
専門士資格取得後 の就職活動のため の在留の許可 （法務省）	親日派育成や優秀な人材を我が国に確保するなどの観点から、 専修学校における修得内容と想定される就職先の職務内容との関 連性を踏まえつつ、専門士の称号を有する留学生についても、大 学に在籍する留学生と同様に、一定の留学期間終了後の就職活動 期間を確保する。		措置済			

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
人身取引防止のための在留資格「興行」の上陸基準の見直し (法務省)	在留資格「興行」の悪用を防止するため、先般行った当該在留資格に係る上陸許可基準の見直しに加え、招聘業者等が人身取引に関係することがないよう、上陸審査・在留審査の厳格化を図る。		措置済			
在留資格認定証明書の不交付理由の明示等 (法務省)	a 在留資格認定証明書不交付通知書の理由付記についてより具体的な判断理由及び根拠条文の明示を地方入国管理局に指示するとともに、不交付となった場合であっても、申請者から求めがあれば、どの部分を改善すれば交付に至る可能性があるかについて申請者に対し適切にアドバイスするよう指導する。		措置済			
	b 在留期間更新許可や在留資格変更許可においても、一定の手続的保障を確保する観点から、同様の措置を講ずる。		措置済			
在留外国人の入国後におけるチェック体制の強化 (内閣官房、警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)	a データベースの構築を含め、外国人の在留状況に係る情報を相互照会・提供する仕組みを整備する。			結論	<p>(内閣官房、警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)</p> <p>- 外国人の在留に関する情報を正確に把握し、総合的に管理する仕組みの構築については、平成17年7月19日、犯罪対策閣僚会議幹事会の下に、「外国人の在留管理に関するワ・キングチ・ム」を設置してこれまで検討を重ねてきた。</p> <p>今後は、関係省庁において、下記の検討方針を踏まえ、早急に具体案を立案し、外国人の在留管理に関するワ・キングチ・ムなどの場を活用して調整を行い、政府としての結論を得る。その際、まずは、入管当局による在留管理の在り方について、具体的に議論を深め、続いて市(区)町村との関係につい</p>	
	b 国及び地方公共団体が外国人の在留状況を的確に把握することができるよう、外国人の身分関係及び居住関係の確認方法である外国人登録制度を見直す。					
	c 不法就労者を雇用する事業主等に在留資格確認義務を直接規定する法令を整備する。					
	d 職業安定関連法令を改正し、外国人を雇用する全ての事業主に対して報告を義務づけるとともに、本人氏名・在留資格等、現在は収集していない情報も新たに求める。					

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容				講ぜられた措置の概要等	備考	
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度			平成18年度
	e 「入国・在留審査要領」の実効性を高める。「研修」、「興行」、「投資・経営」等の資格で在留している外国人を報告対象に含め、「外国人雇用状況報告」が対象とする資格とも調整する。				<p>でも議論を進める。さらに、外国人の在留管理に関する他の事項についても、引き続き議論を重ねる。</p> <p>(1) 新たな仕組みの基本構造</p> <p>外国人(特別永住者及び短期滞在者等を除く。以下同じ。)の在留情報の把握については、現行の外国人登録制度の対象から除外し、法務大臣による入国管理制度に一元化する。</p> <p>在留期間の途中における事情の変更(居住地、勤務先等の変更)についても、届出を行う者の負担が現行制度よりも増えることがないように留意しつつ、法務大臣への届出事項とすることによって、届出義務の実効性を確保する。</p> <p>在留許可を化体するものとしての在留カード(仮称。不法滞在者には交付されないもの。)を発行する。</p> <p>(2) 市(区)町村との関係について</p> <p>法務大臣への届出のうち、例えば居住地については、市(区)町村経由とする。</p> <p>市(区)町村は、住民に関する事務の処理の基礎とするため必要な範囲で、在留情報の取得・保有・利用等ができることとし、その法的根拠について、個人情報保護等の観点も踏まえ、適切に措置する。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
					<p>により市（区）町村が取得等をしうる情報の範囲は、人定事項（氏名、生年月日、性別、国籍）、居住地、世帯情報、在留期間、在留資格などとする。</p> <p>市（区）町村の届出者・届出事項に関する審査義務・調査権の在り方について、市（区）町村の行う事務の法的性格に照らし、適切に措置する。</p> <p>（3）所属機関の協力について</p> <p>外国人雇用状況報告については、現在厚生労働省の労働政策審議会において検討中であるが、同報告制度においてカバ - しうる事項については、当該情報を厚生労働省から法務省が入手することとし、事業者の二重の負担は避ける。</p> <p>によりカバ - されない在留外国人の所属先（教育機関等）の協力について、適切に措置する。</p> <p>（4）行政機関相互における情報の共有</p> <p>外国人に関する情報を保有する行政機関相互間において、合理的な範囲で、情報の相互照会が可能な仕組みを構築し、情報の突合によりその精度を高める。例えば、厚生労働省と法務省の間において、労働者たる外国人に係る情報のうち、一定の部分について、情報の相互提供を可能とする。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
					<p>（法務省）</p> <p>a、b、c、eについて</p> <p>「外国人の在留管理に関するワ - キングチ - ムの検討状況について（平成18年12月19日犯罪対策閣僚会議）」、「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策（平成18年12月25日外国人労働者問題関係省庁連絡会議）」及び「規制改革・民間開放推進に関する第3次答申（平成18年12月25日規制改革・民間開放推進会議）」を踏まえ、関係省庁とともに具体的検討を進め、遅くとも平成21年通常国会までに関係法案を提出する。</p> <p>また、法務省においては、平成19年2月に法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会の下に在留管理専門部会を設置し、外国人の在留管理の在り方について検討し、19年度末を目処に法務大臣に検討結果を報告することとしており、当該検討結果も踏まえて具体的検討を進める。</p> <p>（厚生労働省）</p> <p>dについて</p> <p>外国人雇用状況報告の義務化については、規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）（平成18年3月31日閣議決定）を踏まえ、外国人労働者の適正な雇用管理の推進等のために、労働政策審議会での検討結果に基づき、事業主に対し、外国人労働者の雇入れ・離職時に、その氏名、在留資格、在留期間等を厚生労働大臣へ届け出る義務を課すこと等を内容とする雇用対策法の改正法案を第166回通常国会へ提出。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
研修・技能実習制度の要件の明確化等 （法務省）	a 交替制研修が認められる基準及び事例を公表し、周知徹底を図る。		措置済			
	b 同一の外国人に対する再研修に関する基準及び事例を公表し、周知徹底を図る。		措置済			
	c 我が国企業単独で行う研修生の受入れに関し、いわゆる「5%」ルールの算出の基礎となる企業の範囲について、我が国企業の形態に即して、見直しを行う。		一部措置済	措置		
実務研修中の法的保護の在り方 （法務省、厚生労働省）	研修生が実質的な低賃金労働者として扱われる等労働に従事させられることなく、制度本来の目的である技能移転が適正に行われ、かつ、研修手当が適切に支払われるよう、法的保護の在り方について幅広く検討し、結論を得る。		平成18年度までに結論		（法務省） - 在留資格「研修」の在留活動の一部である実務研修中の研修生が、実質的な低賃金労働者として扱われる等の問題に対処し、研修手当が適切に支払われるよう、その法的保護を図るために必要な措置を講ずる。 （厚生労働省） 在留資格「研修」の在留活動の一部である実務研修中の研修生が、実質的な低賃金労働者として扱われる等労働に従事させられることなく、制度本来の目的である技能移転が適正に行われ、かつ、研修手当が適切に支払われるよう、その法的保護を図るために必要な措置を講ずる。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容				講ぜられた措置の概要等	備考	
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度			平成18年度
					<p>なお、厚生労働省では、平成18年10月より、学識経験者による研究会を設置し、問題点の整理・検討を行っているところである。</p> <p>【り34aの施行までに措置】</p>	
問題のない国・地域に対する査証免除対象国の拡大（外務省）	我が国の査証免除対象国は現在58か国・地域に限定しているが、人的交流の促進、観光立国等の観点から、不法就労、不法滞在、犯罪、テロ等に留意し、治安に影響を及ぼさないための措置等を講じつつ、問題のない国・地域に対する査証免除措置を拡大する。		措置済			
韓国人に対する期間限定査証免除の実施等（外務省）	a 我が国への観光を目的とする者を始めとして査証免除を求める要望が強いこと、平成14年のサッカー・ワールドカップ共催時に期間限定査証免除措置を試行した実績があること、韓国側は査証免除措置を実行していること、現在F T A締結に向けた交渉が本格化しつつあること等を踏まえ、韓国側の偽変造対策を強化した新型旅券の導入を前提に、我が国における不法滞在の温床とならないよう、治安に影響を及ぼさないための措置を講じつつ、問題のない場合には、段階的措置として再度の期間限定査証免除措置を実施する。	措置済				
	b 恒久的な査証免除については、期間限定査証免除の結果を踏まえて検討する。		期間限定なしとして措置済			
香港住民に対する査証免除の実施（外務省）	我が国と香港との間の人的交流促進の重要性とともに、香港の出入国管理が厳重に行われていること、香港住民の不法滞在が少ないこと等を総合的に考慮し、治安等にも留意しつつ、早急に査証免除措置を講ずる。	措置済				

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
中国人に対する査証発給手続等の見直し等 (外務省)	a 相手国政府、日中双方の旅行会社等とも協力し、我が国への不法滞在の温床とならないよう、治安に影響を及ぼさない措置等を講じつつ、問題がない場合には、団体旅行に関する査証発給対象地域を段階的に拡大する。		措置済			
	b 相互の来訪が円滑になるよう、数次査証の発給対象条件についても、株式市場上場企業の管理職等に限定せず、段階的に緩和する。		措置済			
	c 中国人修学旅行生に対し、査証を免除する。	措置済				
	d 中国国民訪日団体観光短期滞在査証の発給対象地域を、従来より指定していた北京市、上海市、広東省に加え、新たに天津市、江蘇省、浙江省、山東省及び遼寧省にも拡大する。	措置済				
21 台湾修学旅行生に対する査証緩和措置の実施 (外務省)	台湾修学旅行生に対し、査証申請提出書類の簡素化、査証料免除を実施する。	措置済				
22 数次査証の対象範囲の拡大、発給要件の緩和等 (外務省) <bは、ITオ に再掲>	a 不法滞在、不法就労やその他の犯罪の防止等に留意しつつ、各国におけるニーズ等を踏まえ、問題のない国については、早急に数次査証の発給、発給要件の緩和等を図る。		措置済			

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
	b インド人IT技術者について、在外公館限りで数次査証を発給できるように申請人に必要とされる在職年数要件を5年から1年に緩和する。また、インドの在外公館が所在する各都市に所在する日系企業商工会会員たる日系企業であり、かつ本邦に経営基盤若しくは連絡先を有する企業（日系企業には駐在員事務所を含む）のビジネスマンについて、在外公館限りで数次査証を発給できるようにする。	措置済				
	c マレーシア、フィリピン、タイ、インドネシア及びバプアニューギニアの在外公館が所在する各都市に所在する日系企業商工会会員たる日系企業であり、かつ本邦に経営基盤若しくは連絡先を有する企業（日系企業には駐在員事務所を含む）のビジネスマンについて、在外公館限りで数次査証を発給できるようにする。	措置済				
	d 中国、韓国、台湾を除くアジア・大洋州諸国人について、数次短期滞在査証の現地発給基準の緩和及び有効期間延長（1年から3年）の措置を図る。	措置済				
23短期滞在期間に係る運用の改善（外務省、法務省）	不法滞在、不法就労等を防止する観点から、観光については、訪日外国人の滞在日数が概ね1か月未満であることを踏まえ、運用面において、在外公館において滞在日数に応じた在留期間を付した査証を発給し、入国審査においても当該滞在期間に応じた在留期間を決定する。 【平成16年12月24日法務省入国管理局長通達】	一部措置済	措置済			

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容				講ぜられた措置の概要等	備考	
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度			平成18年度
24査証発給審査に係る客観性の高いシステムの構築 （外務省）	a 査証発給審査の恣意性を排し、客観性、公平性の高い審査を実現するため、発給審査に係る事務について網羅的な再点検を行い、その成果を踏まえ査証発給審査のマニュアルを改善し、審査システムの向上を図る。		措置済			
	b 査証発給に必要となる書類等については逐次改定し、申請者の予見可能性を確保する。		措置済			
	c IT技術も活用した申請者の属性に応じた審査の導入など効率的な審査を実施する。		措置済			
25査証申請手続等の総点検及び抜本的見直し （外務省）	a 不法入国・不法滞在、不法就労やその他の犯罪等の防止等に留意しつつ、各在外公館においては、現地各機関や関係者とも協力の上、申請者側の要望、不満等を把握するため査証申請手続の総点検を実施し、その総点検結果を踏まえ、申請者の負担軽減、サービスの向上の観点から、申請時の提出書類の削減・簡素化、現地語の使用、申請受付時間の延長、申請窓口における対応の改善、発給日数の短縮化、査証発給に係る手数料の見直し、代理申請条件の緩和等を図る。		措置済			
	b 愛知万博見学者の短期滞在査証手数料を免除する。	措置済				
	c 特定の地域・国の外国人が査証申請する際に必要とされる「身元保証書」「招聘理由書」に関し、当該外国人を招聘する優良な事業者については、当該手続きを簡素化する措置を講ずる。	措置済				
26A B T Cの発行数の増大に向けた取組の推進 （外務省）	経済のグローバル化が進む中で、A P E C 域内のヒトの移動を円滑にするため、A B T C 制度を積極的に活用するよう、より一層の周知措置等を講ずるとともに、初年度の発行実績を踏まえ円滑な発行に向けた発行手続の見直しを図る。	逐次実施			（外務省） 我が国ビジネス界から示されたABTC 交付手続に関する要望を踏まえ、平成18年外務省令第7号（平成18年3月30日施行）により省令改正を行い、交付手続を見直した。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容				講ぜられた措置の概要等	備考	
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度			平成18年度
27査証審査基準の公表及び査証発給手続の一部簡素化等（外務省）	a 査証申請者の予見可能性を高め、客観性を担保するため、査証審査に係る原則的発給基準を公表することについて結論を得るとともに、不備や疑義等がない場合の標準処理期間を設定して、良好な治安の維持等に配慮しつつ、同基準により適切な審査を行うなどにより、運用の改善、透明性向上を図る。		措置済			
	b 査証申請者に関して特に配慮すべき事項がある場合に、かかる事項を記載しうる項目を査証申請書に設けることとし、適切と判断される場合には、査証発給手続を簡素化する等の措置を図る。		措置済			
28数次査証の発給対象範囲等の公表等（外務省）	数次査証を発給する対象範囲を公表し、商用等で我が国に頻繁に訪問する外国人に対して数次査証を奨励することを在外公館窓口において徹底するとともに、我が国国内においても適宜広報を行い、制度の利用の増加、透明性向上を図る。		措置済			
29APECビジネストラベルカード（ABTC）の運用改善（外務省）	旅券の有効期間到来に伴うABTCの再申請における交付に要する期間の短縮化を図るため、ABTCの運用の枠組みの修正等について、APECの関連会合を通じ、各参加国・地域に対し、働きかけを行う。		措置済			
30短期滞在以外の査証発給に係る書類の簡素化（外務省）	短期滞在以外の査証発給に係る必要書類について、当該査証申請の際に在留資格認定証明書を提出している場合には、査証申請と在留資格認定証明書申請において重複する書類等を原則として省略するなど、簡素化を図る。		措置済			
31短期商用等における数次査証取得の奨励等（外務省）	短期商用等で我が国に入国するアジア諸国人等に対して数次査証を取得するよう奨励するため、数次査証の発給基準を公表し、在外公館等において周知徹底に努めるとともに、我が国国内においても適宜広報を行う。		措置済			

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
32バイオメトリクス（生体情報）を活用した出入国審査体制の構築に向けた調査研究等（法務省）	国際的標準に準拠したバイオメトリクス（生体情報）の読み取り及び認証を行う機器の開発・設置等に向けて、調査研究及び実証実験を行う。	措置済				
33市区町村により居住実態がないと確認された外国人の登録原票の回収（法務省）	市区町村により居住実態がないと確認された外国人の登録原票の回収について法務省入国管理局が回収を行う。		措置済			
34外国人研修・技能実習制度に係る法令の整備（法務省、厚生労働省）	a 技能実習生の安定的な法的地位を確立する観点から、技能実習生に対する在留資格を創設する。			検討・結論	<p>（法務省）</p> <p>- 技能実習生の安定的な法的地位を確立する観点から、出入国管理及び難民認定法別表第一に、技能実習に係る在留資格を整備する。</p> <p>（厚生労働省）</p> <p>技能実習生の安定的な法的地位を確立する観点から、出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月4日政令第319号）別表第一に、技能実習に係る在留資格を整備する。</p> <p>なお、厚生労働省では、平成18年10月より、学識経験者による研究会を設置し、検討を行っているところである。</p> <p>【遅くとも、21年通常国会までに関係法案提出】</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
	b 制度に係る告示・公示等、法令以外の規定に基づく受入れ機関等の研修生及び技能実習生に対する監理責任に係る規制等について、それぞれの性質を明らかにした上、政省令への格上げを行うなどの形で整理を行うことについて検討し、結論を得る。その際は、不正行為を行った受入れ機関の新規受入れ停止期間を5年に延長するなど、規制を厳格化する等の方策についても併せて検討する。			検討・結論	<p>（法務省）</p> <p>- 上記aの法整備を踏まえ、現在、告示や公表資料により定めている規制等のうち監理責任に係るもの等について、出入国管理及び難民認定法に基づく省令へと格上げを行う。</p> <p>（厚生労働省）</p> <p>受入れ機関等の研修生及び技能実習生に対する監理責任に係る規制等については、出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月4日政令第319号）関連の政省令へと格上げを行う。</p> <p>なお、厚生労働省では、平成18年10月より、学識経験者による研究会を設置し、検討を行っているところである。</p> <p>【り34aの施行までに措置】</p>	
35在留特別許可されなかった事例の公表並びに在留特別許可のガイドライン化 （法務省）	在留を特別に許可された事例が既に公表されているところ、在留特別許可されなかった事例の公表を併せて行う。また、在留を特別に許可する際のガイドラインを策定する。			検討・結論	<p>（法務省）</p> <p>平成18年6月、ホ-ムペ-ジにおいて、在留特別許可されなかった事例の公表を行った。</p> <p>また、平成18年10月、在留を特別に許可する際のガイドラインを策定し、ホ-ムペ-ジにおいて公表した。</p>	
36バイオメトリクスを活用した出入国管理体制の構築 （法務省）	テロリスト、犯罪者及び退去強制歴を有する者の入国を確実に阻止する手段として、バイオメトリクスを活用した出入国管理体制の構築に係る法令整備を行い、早期の運用開始に向けて必要な準備を進める。		法案提出	法案成立後公布、施行	<p>（法務省）</p> <p>「テロの未然防止に関する行動計画」(平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)を踏まえ、テロの未然防止を主たる目的とし、同時に不法滞在者対策及び外国人犯罪対策に資するものとして、上陸審査時に外国人（特別永住者等を除く。）に指紋等の個人識別情報の提供を義務付けること等を内容とする出入国管理及び難民認定</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
					<p>法の一部を改正する法律が第164回国会において可決・成立した。</p> <p>なお、当該義務付けに係る規定については、公布日（平成18年5月24日）から1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとなっている。</p>	
37在留資格「定住者」により我が国に入国しようとする日系人への徴求事項の追加（法務省）	いわゆる日系2世、日系3世であれば、その他の要件を課すことなく入国を許可する現状を改める内容で法務省告示を改正する。			措置	<p>（法務省）</p> <p>平成18年3月29日、国民の安心・安全を図る視点から、日系人及びその家族が「定住者」の在留資格を取得する要件として、「素行が善良であること」を追加するため、「定住者」の在留資格に関する法務省告示を改正した。</p> <p>【出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第二の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件の一部を改正する件（平成18年3月29日法務省告示第172号）、平成18年4月29日施行。】</p>	
38外国人に対する「教授」在留資格の期間延長（法務省）	「教授」資格により在留し、大学等において研究、研究の指導又は教育活動を行う外国人教授の在留期間を（最長）3年から5年に伸長することとし、平成17年度中に措置する。		法案提出	法案成立後公布、施行	<p>（法務省）</p> <p>第164回国会において可決・成立した出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律において、左記の内容を含む構造改革特別区域法による特例措置等を全国において実施するための規定の整備を行った。</p> <p>なお、当該規定は、平成18年11月24日から施行されている。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
39特定研究活動等の対象となる外国人研究者等の親に関する特例措置（法務省）	外国人研究者受け入れ促進事業及び外国人情報処理技術者受け入れ促進事業については全国展開の措置を執るところ、当該措置の対象となる外国人研究者及び外国人情報処理技術者の扶養を受け同居するものであって、自己で収入を得て生活することができない親について一定の要件の下に入国できるよう法務省告示を改正する検討を行い、18年度中に措置する。			措置	<p>（法務省）</p> <p>外国人研究者受け入れ促進事業及び外国人情報処理技術者受け入れ促進事業については全国展開の措置がとられたところ、当該措置の対象となる外国人研究者及び外国人情報処理技術者と同居し、かつ、その者の扶養を受けるその者の父若しくは母又は配偶者の父若しくは母（外国において当該外国人研究者等と同居し、かつ、その者の扶養を受けていた者であって、当該外国人研究者等と共に本邦に転居をするものに限る。）が入国できるよう法務省告示を改正した。</p> <p>【特定活動告示（出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件）の一部を改正する件。平成19年3月23日法務省告示第124号】</p>	

エ 国際的な高度人材の移入促進（日本版「グリーンカード」の創設など）

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
永住許可・不許可事例の公開の充実（法務省）	永住を希望する外国人の許可要件に関する予見可能性を高めるため、永住に関する許可事例、不許可事例を、例えば各々100事例ずつ蓄積するまでの間、事例を追加する等、充実する。		逐次実施		<p>（法務省）</p> <p>- 引続き永住に関する許可事例、不許可事例を追加する等、充実していくこととしている。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
永住許可要件のガイドライン化 （法務省）	a どのような外国人が入管法に定められている「日本国の利益に合する」のか、単なる事例紹介のみならず、速やかに永住許可に関する基準を明確化する措置を講じ、さらに、その基準を公開することにより、ガイドライン化を図る。	一部措置 済	措置済		（17年度措置済）	
	b 本ガイドライン策定及び公表に当たっては、以下の点を踏まえ、可能な限り裁量性を排除する。 ア 永住許可要件としての「外交・社会・経済・文化等の分野において我が国への貢献が認められる者」に関するガイドライン案について、各分野における専門家、有識者、外国人等からの意見を広く聴取しつつ策定する。 イ 我が国が積極的に専門的知識及び技術を有する外国人を受入れていくことを示すため、ホムペジ等で公表し、あわせて英語等外国語訳も作成する。					
永住許可における資格要件の特例措置の全国展開 （法務省）	高度人材の安定的地位の確保を促進し、経済活性化に資するためにも、構造改革特別区域推進本部評価委員会における評価を踏まえ、永住許可における資格要件の特例措置を速やかに全国展開する措置を講ずることを検討し、結論を得る。 【構造改革特区評価委員会の意見を踏まえ、全国において実施しないこととした】	結論			（法務省） - 平成16年8月31日の構造改革特区評価委員会において、「特定事業等に係る外国人の永住許可弾力事業」については、単独で行われるものではなく、他の特定事業と併せて実施されるもの（主となる特定事業が全国展開等により消滅した場合には、本事業は適用されないこととなる。）であり、また、特区以外では、永住許可要件として、外交、社会、経済、文化等の分野において我が国への貢献があると認められる者は当該在留実績について5年以上となっているところを、特区では、特定事業等について3年以上に短縮されているところ、仮に全国展開すれば、特区における特定事業に代わる指標がなくなるため、全国展開に関する評価になじまない、とされたことを踏まえ、全国において実施しないこととした。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
高度人材の移入に資する在留期間の見直し（法務省）	在留資格取消し制度の創設、その施行状況及び実態調査体制の整備状況等も踏まえつつ、高度な人材については、外国人の勤務先に一定の要件を設けるなどの措置を講じた上で、在留期間の上限を5年程度に引き上げる措置を講ずることについて検討し、結論を得る。	検討開始		結論	<p>（法務省）</p> <p>「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申（平成18年12月25日規制改革・民間開放推進会議）」を踏まえ、関係省庁と連携し、措置の前提である新たな在留管理体制の整備と併せて検討し、遅くとも平成21年通常国会までに関係法案を提出する。</p> <p>また、法務省においては、平成19年2月に法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会の下に在留管理専門部会を設置し、外国人の在留管理の在り方について検討し、19年度末を目処に法務大臣に検討結果を報告することとしており、当該検討結果も踏まえて具体的検討を進める。</p>	

オ その他

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
市における助役の収入役事務兼掌の容認（総務省）	規模の小さい市の収入役の必置規制を見直し、助役が収入役の事務を兼掌することが可能となるよう措置する。 【地方自治法の一部を改正する法律（平成16年法律第57号）地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第344号）】	措置済（11月施行）				
地方公共団体の私人への支出事務の委託の対象経費等の拡大（総務省）	公金の支出について、私人への支出事務の委託が認められる経費は、外国において支払いをする経費、給与、報償金など通常の支出方法によっては事務処理上支障があり得る経費などが限定的に列挙されているが、これ以外の経費であってもこれと類似の性格を有するコピー機使用料などの経費については、地方公共団体が規則で追加できるよう措置する。【地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第344号）】	措置済（11月施行）				

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
地方公共団体の長の命令が無くても支出ができる経費の容認 （総務省）	口座振替によって支出する公共料金のように債務の確定及び履行の状況が容易に確認できる経費については、支出命令を簡素化することができるよう措置する。 【地方自治法の一部を改正する法律（平成16年法律第57号）地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第344号）】	措置済（11月施行）				
郵便局において取り扱うことができる地方公共団体の事務範囲の拡大 （総務省）	現在、郵便局において取り扱うことができる地方公共団体の事務は、納税証明書の交付事務等であるが、固定資産課税台帳記載事項証明書の交付事務についても取り扱うことができるよう措置する。 【地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第17号）地方税法施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第108号）】	措置済（4月施行）				
地方公営企業における民間的経営手法の導入の推進 （総務省）	以下の事項について地方公共団体に対し要請する。 ・地域住民の意思を踏まえ、現在の地方公営企業形態による公共サービス供給を維持することの適否について再点検を行う。 ・廉価で質の高いサービスを供給する観点から、地方独立行政法人制度、PFI事業、公の施設の指定管理者制度、民間委託等の適切な活用を図る等効果的なサービス供給の在り方について再点検を行う。 【地方公営企業の経営の総点検について（総財公第33号 平成16年4月13日）】	措置済				
商工会議所法における合併規定の創設 （経済産業省）	合併に伴う手続きの簡素化、資産譲受の際の税負担を軽減させ、商工会議所同士の円滑な合併を可能にするため、合併規定を創設する。 【商工会議所及び商工会法の一部を改正する法律（平成16年法律第39号）】	措置済（7月施行）				

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
行刑施設の民間開放推進 （法務省）	a 今後、刑務所等の新設に当たっては、PFI手法により設置する予定の美祢社会復帰促進センター（仮称）の実施状況も勘案しつつ、PFI手法による整備を積極的に進めるとともに、行刑施設の警備その他の収容及び処遇に関する事務の民間委託を行う等、民間開放を推進する。		逐次実施		（法務省） ・第1号刑務所PFI事業（美祢社会復帰促進センター - 整備・運営事業）について、平成19年1月に施設が完成し、平成19年4月運営開始予定。 ・第2号刑務所PFI事業（島根あさひ社会復帰促進センター - 整備・運営事業）について、平成18年10月に事業契約を締結し、平成20年10月運営開始予定。 ・国が整備する2施設の運営においてPFI手法を活用することとし、第3号刑務所PFI事業（喜連川社会復帰促進センター - 等運営事業）及び第4号刑務所PFI事業（播磨社会復帰促進センター - 等運営事業）について、平成18年9月に実施方針を公表し、平成18年10月に入札公告を実施済。	
	b 既存施設の警備その他の被収容者の収容及び処遇に関する事務については、先行事例（美祢社会復帰促進センター（仮称））の実績に対する評価も踏まえつつ民間開放を推進する。		逐次実施			（法務省） ・第3・4号刑務所PFI事業において、新設施設のみならず、近隣の既存施設の業務の一部も民間に委託することとし、平成18年9月に実施方針を公表し、平成18年10月に入札公告を実施済。 ・構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成17年法律第57号）に規定する刑事施設における施設の警備その他の被収容者の収容及び処遇に関する事務の一部を一定の要件を満たす民間事業者に委託することを可能とする特例措置の全国化については、各刑務所PFI事業の実施状況や評価委員会による評価などを踏まえ検討。

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
競売の民間開放に関する検討 （法務省）	我が国においても、米国その他の諸外国における民間競売制度についての調査及び我が国の競売制度の改善策として取り入れるべき点がないかについての検討に着手する。		措置済			
登記事務の民間開放に関する検討 （法務省）	<p>登記事務については、不動産の権利関係や会社・法人に関する重要事項について公簿に記載し公証する公権力の行使として厳正・公正・中立に行う必要があり、不適切な事務処理により国民の権利保護及び円滑な経済取引に対し重大な影響を及ぼすこと、事務処理に必要な能力は、登記所職員が日常多数の登記事件を処理する中で、研鑽や研修を積んで身に付けている極めて専門性の高い能力であること、登記所の管轄ごとに一元的に管理すべき業務であって、利用者が事業者を選択する余地はなく、競争原理が働かないため、不適切な事業者を淘汰することが難しいことから民間開放が困難であると主張されている。</p> <p>しかしながら、公正・中立・公益性の担保に関しては、法律上又は契約上受託者にその要件を課すことで十分に対応できるものである。また事務処理能力に関しても、弁護士や司法書士等が一定の経験や研修を受けた上で、マニュアルが整備されていれば行うことができるものであり、登記事務の民間開放に関し検討する。</p>		検討開始	引き続き検討	<p>（法務省）</p> <p>登記事務の民間開放については、平成18年2月8日の行政減量・効率化有識者会議において、登記・供託事務が業務の抜本的かつ構造的な見直しの追加検討要請事項とされたことを受け、同会議に対して、登記事件の審査事務（いわゆる甲号事務）は、国が自ら主体となって、厳正・公正・中立に、全国統一的に直接実施する必要があり、独立行政法人化しない民間委託することは困難であるとの検討結果を示す一方、登記事項証明書等の交付事務（いわゆる乙号事務）については、市場化テストを実施する方向で検討するとの意見を提出した。</p> <p>その後、同会議における最終取りまとめを経て、「公共サービス改革基本方針」（平成18年9月5日閣議決定）において、原則としてすべての乙号事務について、公共サービス改革法に基づく競争入札の対象とすることとし、さらに、同年12月22日の閣議決定により同方針を改定し、市場化テストの実施に向けて不動産登記法等の特例措置を整備するとしている。</p> <p>これらの閣議決定に沿って、平成20年度からの乙号事務の包括的民間委託の実施に向け、現在も検討中である。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
へボン式口・マ字表記のみによらない旅券の名前表記（外務省）	へボン式口・マ字によらない旅券の名前表記について、出生証明書等により外国式の表記法による名前が確定している場合等例外的なケースに限り認めていたところ、留学等により必要であることが予定されている場合等においても、事情を記載した申出書及び今後外国式の名の表記を変更しない旨の誓約書の提出をもって、別名併記を認めることとする。		措置済			
債権譲渡手続の簡素化等（防衛省）	添付書類を削減する等債権譲渡手続の簡素化を図ること、債権譲渡時の第三者対抗要件として債権譲渡登記制度の利用を認めることについて検討し、結論を得る。	平成16年度検討開始、平成17年度結論	措置		（防衛省） 平成17年度に契約履行完了後の債権譲渡の手続を簡素化させる方向で結論を得たことを踏まえ、当該手続に係る関連規則を改正した。	